

**平成28年10月に発生した鳥取県中部地震に係る
災害義援金の取扱いについて（2月1日現在）
－鳥取県倉吉市および鳥取県東伯郡三朝町における災害義援金－**

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、鳥取県倉吉市および鳥取県東伯郡三朝町において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先および取扱期間

鳥取県倉吉市 平成28年11月7日(月)～平成29年 3月31日(金)
鳥取県東伯郡三朝町 平成28年11月7日(月)～平成29年 3月31日(金)

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。また、振込依頼書には送付先を「〇〇県〇〇市（町または村）（災害義援金）」とご記入ください。

寄付先	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
① 鳥取県 倉吉市	倉吉信用金庫 本店営業部	002	普通	0311941	倉吉市災害対策本部 代表 涌嶋 祐二
② 鳥取県 東伯郡 三朝町	倉吉信用金庫 三朝支店	012	普通	0081846	三朝町災害対策本部 三朝町 吉田 秀光

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上